

< 19 - 16 >  
2019年8月

先生各位

## 診療報酬適用のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、令和元年7月31日付「保医発0731第3号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、令和元年8月1日より、下記検査項目に検査方法が追加され、適用されることになりましたのでご案内申し上げます。

謹白

記

### ■ 検査方法が追加された項目

検査項目名	検査方法	実施料	判断料区分
(1→3)-β-D-グルカン	ELISA法	D012 感染症免疫学的検査 37 (1→3)-β-D-グルカン 213点	免疫学的検査 144点

(1)～(37) (略)

(38) 「37」の(1→3)-β-D-グルカンは、発色合成基質法、比濁時間分析法又はELISA法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。

なお、本検査を「20」のカンジタ抗原定性、同半定量、同定量、「26」のD-アラビニトール、「27」のアスペルギルス抗原、「31」のクリプトコックス抗原半定量又は同定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(39)～(47) (略)

※下線部の検査方法が追加されました。

#### ●新検査方法については弊社受託未定

なお、弊社の(1→3)-β-D-グルカンとしては、発色合成基質法 [項目コード: 2321] を受託中ですのでご利用ください。

以上